

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七・百三十七(新たに職員の給与に関する条例の適用を受けることとなった職員の平成二十一年十二月に支給される期末手当及び勤勉手当の調整)	一
○人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則	一
○人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十六・二十八(人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・十八・三十六(人事委員会規則七・十八(管理職手当)の一部を改正する規則)の一部を改正する規則	二
○人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・六十二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則	三
○人事委員会規則七・百三十四(給料の切替えに伴う経過措置)の一部を改正する規則	四

人事委員会

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年宮城県条例第七十四号)に基づく人事委員会規則七・百三十七(新たに職員の給与に関する条例の適用を受けることとなった職員の平成二十一年十二月に支給される期末手当及び勤勉手当の調整)をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

宮城県人事委員会

○人事委員会規則七・百三十七

委員長 石 附 成 二

新たに職員の給与に関する条例の適用を受けることとなった職員の平成二十一年十二月に支給される期末手当及び勤勉手当の調整

人事委員会は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年宮城県条例第七十四号)に基づき、この規則を制定する。

(改正条例附則第二項の規則で定める職員)

第一条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年宮城県条例第七十四号。以下「改正条例」という。)附則第二項の規則で定める職員は、平成二十一年六月一日において国家公務員であつた者で同月二日から同年十二月一日までの間に、人事交流等により引き続き給与と条例の適用を受ける職員となつたものとする。

(改正条例附則第二項の規則で定める必要な調整)

第二条 前条の規定に該当する職員に対する平成二十一年十二月に支給される期末手当に関する改正条例第一条による改正後の給与と条例第十九条の適用については、同条第二項中、「百分の百三十五」とあるのは、「百分の百五十」と、「百分の百十五」とあるのは、「百分の百二十五」とする。

2 前条の規定に該当する職員に対する平成二十一年十二月に支給される勤勉手当に関する改正条例第一条による改正後の給与と条例第二十条の適用については、同条第二項第一号中、「百分の六十七・五」とあるのは、「百分の七十」と、「百分の八十七・五」とあるのは、「百分の九十五」とする。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十五・二十四

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中、「百分の百五十」を、「百分の百四十」に、「百分の百九十」を、「百分の百八十」に改め、同条第二号中、「百分の八十」を、「百分の七十」に、「百分の百」を、「百分の九十」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十六・三十五

人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「12,400円」を「12,300円」に改め、別表第二の表中「9,600円」を「9,500円」に改め、別表第二の表中「11,300円」を「11,200円」に改め、別表第二の表中「12,000円」を「11,900円」に改め、別表第二の表中「12,400円」を「12,300円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十六・二十八（人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十六・三十六

人事委員会規則七・十六・二十八（人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十六・二十八（人事委員会規則七・十六（給料の調整額）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「調整基本額」の下に、「（平成二十一年十二月一日（以下この項において「基準日」という。）において次に掲げる職員である者にあつては、当該調整基本額に次に定める割合をそれぞれ乗じて得た額）」を加え、同号に次のように加える。

イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号。以下

「平成十九年改正条例」という。）附則第九項第一号に規定する職員 百分の九十九・七九

ロ 平成十九年改正条例附則第九項第二号に規定する職員 百分の九十九・六九

附則第三項第二号中「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号）」を「平成十九年改正条例」に改め、「調整基本額」の下に、「基準日において前号イ又はロに掲げる職員である者にあつては、当該調整基本額に同号イ又はロに定める割合をそれぞれ乗じて得た額）」を加え、同項第三号中「場合」を「場合。以下この号において同じ。」に改め、「調整基本額」の下に、「基準日において第一号イ又はロに掲げる職員である者（施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合に基準日において同号イ又はロに掲げる職員である者となることとなる者を含む。）にあつては、当該調整基本額に同号イ又はロに定める割合をそれぞれ乗じて得た額）」を加え、同項第四号中「なつた」の下に「職員」を加え、に同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・十八・三十六（人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十八・四十五

人事委員会規則七・十八・三十六（人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十八・三十六（人事委員会規則七・十八（管理職手当）の一部を改正する規則）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「受けていた管理職手当」の下に、「平成二十一年十二月一日において次に掲げる職員である者にあつては、当該管理職手当に次に定める割合をそれぞれ乗じて得た額とする。次号から第五号までにおいて同じ。」を加え、同号に次のように加える。

イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号。以下「平成十九年改正条例」という。）附則第九項第一号に規定する職員 百分の九十九・七九

口 平成十九年改正条例附則第九項第二号に規定する職員 百分の九十九・六九
附則第三項第五号中、「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる」を「よ
ものとした場合の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成二十一年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十三・五十

人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委
員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

34	33
35	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

別表第七の表中

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受
けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受け
る号俸に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員

を除く。)の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・六十二・二十八

人事委員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委
員会規則七・六十二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第二条に見出しとして、「特地勤務手当の月額」を付し、同条第三項に次の一号を加える。

五 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その
日に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第四十六号。以下

「平成十九年改正条例」という。) 附則第九項各号に規定する職員であった者に限る。) 前項中

「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例(平成二十一年宮城県条例第七十四号。以下「平成二十一年改正条例」という。)第一

条の施行の日における同条の規定による改正後の給与と関係する規定及び職員の給与に関する条例等

の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成二十一年宮城県条例第七十七号)の施行の日
における同条例の規定による改正後の平成十九年改正条例附則第九項から附則第十一項までの規

定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第二条第四項第一号中「とあるのは、」を「とあるのは、」に、「とする」を「と、前項第五号の規定

により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職
員勤務時間条例第二項又は学校職員勤務時間条例第二項により定められたその者の勤務

時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二項又は学校職員勤務時間条例第三項第一項に規定する勤
務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第二号中「前項各号」を

「前項第一号から第四号まで」に、「とあるのは、」を「とあるのは、」に、「とする」を「と、前項第
五号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは、「に職員勤務時間条例第二

項又は学校職員勤務時間条例第三項第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務
時間条例第二項第一項又は学校職員勤務時間条例第三項第一項に規定する勤務時間で除して得た数

を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第三号中「とあるのは、」を「とあるのは、」に、「とする」
を「と、前項第五号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは

「を当該定める日における職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第一条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

第四条第三項に次の一号を加える。

五 給与条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公書の移転の日が平成二十一年四月一日から

同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成十九年改正条例附則第九項各号に規定する職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成

二十一年改正条例第一条の施行の日における同条の規定による改正後の給与条例の規定及び職員
の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の施行の日における同条例の
規定による改正後の平成十九年改正条例附則第九項から附則第十一項までの規定によるものとし
た場合の給料の月額並びに給与条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公書の移転の日を受
けていた」とする。

第四条第四項第一号中「とあるのは」を「とあるのは」に「と」を「と」と、前項第五号の規定
により読み替えて適用する第二項中「並びに給与条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公書の
移転の日」とあるのは「を給与条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公書の移転の日における
職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤
務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する
勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第一号中「前項各号」を
「前項第一号から第四号まで」に「と」を「と」とあるのは「に」とする」を「と」と、前項第
五号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に職員勤務時間条例第二条第
二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務
時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を
乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第三号中「とあるのは」を「とあるのは」に「と」を
「と」と、前項第五号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに給与条例第十二条の三第一項
に規定する異動又は公書の移転の日」とあるのは「を給与条例第十二条の三第一項に規定する異動又
は公書の移転の日における職員勤務時間条例第二条第二項又は学校職員勤務時間条例第三条第二項に
より定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条
例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同
日」とする」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成二十一年十一月三十日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百三十四・五

人事委員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委
員会規則七・百三十四（給料の切替えに伴う経過措置）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「切替日」を「施行日」に改め、同条に次の一号を加える。

七 施行日以降に平成十九年改正条例附則第九項から附則第十一項までの規定による給料を支給さ
れる職員でなくなつた職員

第四条第一項各号列記以外の部分中「もの」の下に「（前条第七号に掲げる職員（第一号に掲げる
場合に該当することとなつた職員を除く。）及び第一号に掲げる場合に該当することとなつた職員で
あつて施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合（施
行日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、施行日の前日にこれらの異動が順次あつ
たものとした場合。同号において同じ。）に同条第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除
く。）を加え、同項第一号中「施行日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、施行
日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合」を削り、「相当する額」の下に「（平成二十
一年十二月一日（以下この項及び次条第一項において「基準日」という。）において平成十九年改正
条例附則第九項各号に掲げる職員である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初
任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基
準異動をした職員であつて施行日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において同項各
号に掲げる職員である者となることとなるもの）にあっては、当該給料月額に相当する額に当該各号に
定める割合をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた
額）を加え、同項第二号及び第三号中「相当する額」の下に「（基準日において平成十九年改正条
例附則第九項各号に掲げる職員である者）にあっては、当該給料月額に相当する額に当該各号に定める
割合をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」
を加え、同項第四号イ中「切替日」を「施行日」に改め、「相当する額」の下に「（基準日において平

成十九年改正条例附則第九項各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た額」を加え、同号口中「代替日」を「施行日」に改め、「給料月額」の下に「に相当する額（基準日において平成十九年改正条例附則第九項各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第五号中「応じた額」の下に「に次に定める割合をそれぞれ乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に次に定める割合をそれぞれ乗じて得た額」に改め、同号に次のように加える。

イ 平成十九年改正条例附則第九項第一号に規定する職員 百分の九十九・七九

ロ 平成十九年改正条例附則第九項第二号に規定する職員 百分の九十九・六九

第五条第一項中「、人事委員会」を「人事委員会」に、「額」を「額」とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において平成十九年改正条例附則第九項各号に掲げる職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において平成十九年改正条例附則第九項各号に掲げる職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）（「に改め、」なるもの「の下に」（第三条第七号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。